

JOG 光 かけつけサービス規約

第 1 章 総則

第 1 条 (適用関係)

- 1.本利用規約（以下「利用規約」といいます。）は株式会社常口アトム（以下「当社」といいます。）が提供するサービス「JOG 光かけつけサービス」のオプションサービスである第 2 章に定めるサービス（「以下「本サービス」といいます。」の利用等に関して適用されます。なお、本サービスは、当社及び当社の業務提携先（以下「業務提携先」といいます。）を通じて提供されます。
- 2.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設ける事があります。それらの諸規定は本利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第 2 条 (定義)

- 1.「会員」とは本利用規約に同意の上、当社所定の加入申込手続き（以下「加入申込手続」といいます。）を行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。
- 2.「利用者」とは、会員及びその同居人をいい、本利用規約に従い、本サービスを利用する者をいいます。

第 3 条 (本サービスの利用)

- 1.利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 2.会員は、自己以外の本サービスの利用者による本サービスの利用に際して、これらの者に本利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとし、

第 4 条 (利用料金)

- 1.契約者は、本サービスの月額利用料金を別途弊社が定める支払方法に従い、弊社へ毎月支払うものとし、
・JOG 光 かけつけサービス 月額利用料金：800 円（税抜）
- 2.本サービスの利用料金の日割は行わないものとし、尚、別途弊社が定める場合除き、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
- 3.弊社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用する事ができなくなった場合であっても、本料金の減額、返還、損害賠償を含め、弊社は一切の責任を負わないものとし、尚、サービスを使用する事ができなくなった場合には、弊社はサービスの復旧に努めるものとします。

第 5 条 (延滞利息)

- 1.契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払が無い場合には、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 6 条 (消費税率又は地方消費税率の変更)

- 1.会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第 16 条第 1 項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他本サービスの提供に基づき発生する税込価格の料金についても同様とします。

第 7 条 (有効期間)

- 1.利用者は、加入申込手続の完了後、当社が指定した日より本サービスの利用を開始することができます。また、利用者は、本サービスの利用終了を希望するときは、その旨を老舎に対し申し出るものとし、当該申出に基づく当社の手続完了をもって本サービスの利用を終了するものとします。

第8条（登録情報の変更）

- 1.本人は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。また登録情報の変更は本人の申し出により行います。
- 2.登録情報の不備、変更手続きの不履行や遅滞などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第9条（利用資格の取り消し）

- 1.利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の使用資格を取り消すことができるものとします。
 - ①加入申込手続の際に虚偽の申告をした場合
 - ②本利用規約又は諸規定の定め違反した場合
 - ③不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - ④暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団、若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
 - ⑤その他当社が利用者として不適切を見なした場合

第11条（個人情報の取扱い）

- 1.契約者は、弊社によるお客様の個人情報の収集、使用及び開示に関して弊社のプライバシーポリシーに準拠することに同意します。
株式会社常口アトム プライバシーポリシー <http://www.jogjog.com/privacy/>

第12条（第三者への委託等）

- 1.当社は、本契約等に基づく当社の義務の全部又は一部を第三者に委任、又は請け負わせる事ができるものとします。

第12条（規約の追加、変更）

- 1.本サービスの運営上、必要が生じた場合には、本規約を随時変更できるものとします。なお、本規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 2.変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第13条（免責）

- 1.当社及び業務提携先は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失が無い限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1.本契約の準拠法は日本法とします。
- 2.本契約の裁判上の紛争が生じた時は、札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 JOG 光 かけつけサービス

第15条（内容）

- 1.利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して24時間365日、

トラブルの応急的な解決を図る為の情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。

- ①カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠出来ない場合があります。）
- ②水廻りのトラブル
- ③ガラスのトラブル
- ④ガスのトラブル
- ⑤電気設備のトラブル（利用者が所有する花伝製品は対象外とします。）

2.前項の駆けつけ対応時には、利用者の立合いが必要となります。

3.現場駆けつけ対応は、本条第 1 項各号に定めるトラブルについて、トラブルの応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルごとに 1 回限り提供されるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、当社は再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第 16 条（追加料金）

1.現場駆けつけ対応は本規約第 4 条に定める利用料金をお支払されている利用者は無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります。（第 1 号の場合については負担するものとします。）

- ①60 分を超過した作業の代金（超過 10 分ごとに 1,500 円【税別】）
- ②現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
- ③その他前各号に関連し、当社が当社の責めに帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合

2.利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と境後のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。

3.現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

4.当社は前 3 項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾することとします。

第 17 条（除外事項）

1.次の場合は JOG 光かけつけサービスの対象外とします。

- ①建物共有設備におけるトラブル
- ②午後 11 時以降、翌午前 9 時までの時間帯における破壊による開錠
- ③会員が所有する家電製品等に関するトラブル
- ④入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ⑤現状回復に関するトラブル
- ⑥地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦その他当社又は業務提携先が不適切と判断した場合

（令和元年 7 月 29 日制定実施）